

男鹿市告示第65号

男鹿市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金支給要綱を次のように定める。

令和5年6月23日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知）の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進すること及び診療所における接種回数の底上げ並びに診療所の接種施設数の増加のため、一定の接種回数を継続的に行った医療機関に対し接種回数等に応じた男鹿市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金（以下「支援金」という。）を給付することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 時間外 当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

- (2) 夜間 18時以降（医療機関の診療時間に関わらない。）
- (3) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（医療機関の診療時間に関わらない。）

（支援金の支給）

第3条 市は、予算の範囲内において支援金を給付するものとし、男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（給付対象者）

第4条 給付対象者は、次の期間において、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を行った医療機関とする。

- (1) 5月及び6月期 令和5年5月1日から7月2日まで
- (2) 7月及び8月期 令和5年7月3日から8月31日まで

2 この支援金の交付対象となる医療機関は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とする。

（給付の額）

第5条 支援金の給付額は、週100回以上の接種を前条の各期間内において4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円とする。なお、週の考え方は、月曜日から日曜日までとする。ただし、7月及び8月期の最終週においては、8月28日から8月31日をもって1週と取り扱う。また、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に係る接種体制を用意（医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣

を行っている場合を含む。) しているものとする。

(実績報告等)

第6条 支援金の給付を受けようとする者は、次の期間内に、男鹿市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金申請書(様式第1号)、新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(様式第2号)及び個別接種促進のための支援事業に係る請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 5月及び6月期 令和5年7月3日から7月31日まで

(2) 7月及び8月期 令和5年9月1日から10月2日まで

2 前項に規定する期日までに実績報告が行われなかった場合は、支援金の給付を辞退したものとみなす。

(審査及び給付)

第7条 市長は、支援金の実績報告があったときは、必要に応じて報告者に対して追加資料の提出を求め、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前条の規定に基づく実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を給付するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 給付対象者は、実績報告書等を整備し、事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対し、給付した支援金の返還を求めるものとする。

附 則

この告示は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。